

# 平成28年度 第1回山口県県民活動審議会

## 会 議 資 料

資料1	平成28年版県民活動白書（案）について……………	1
資料2	平成28年度県民活動促進関連事業について……………	6
資料3	意見交換テーマ	
	【テーマ1】	
	若い世代の県民活動への参加促進に向けた取組について……………	8
	【テーマ2】	
	市民活動支援センターの設置促進について……………	10
	【テーマ3】	
	ソーシャルビジネスの普及に向けた取組について……………	12
	<参考資料>	
	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）等……………	14
	・山口県県民活動審議会規則……………	23
	<別添資料>	
	・平成28年版山口県県民活動白書（案）	
	・やまぐち社会貢献活動支援ネットチラシ	
	・きらめきジョイントフォーラム2016チラシ	
	・（公財）山口きらめき財団パンフレット	

## 平成 28 年版 県民活動白書（案）について

山口県県民活動促進条例第 14 条（年次報告）の規定により、本県の県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について、毎年、県議会に報告し、公表するものであり、その概要等は次のとおり。

### I 今年度のポイント

- ・「やまぐち社会貢献活動支援ネット」（愛称：あいかさねっと）の開設（平成 27 年 11 月）による県民の社会貢献活動への参加促進の取組を掲載
- ・県民活動団体へのアンケート調査等により、県民活動を把握するとともに、県、市町、関係団体の取組を掲載
- ・新たに調査した、団体の借入の状況や、やまぐち社会貢献活動支援ネットの認知度、利用意向を掲載

### II 構成

#### 第 1 部 県民活動の現状と課題

- ・「県民活動への参加状況」をはじめ、「県民活動団体の活動状況」や「県民活動支援拠点（機関）の状況」、「NPO 法人の認証・認定状況」について、調査データを分析して掲載

#### 第 2 部 平成 27 年度における県民活動関連施策（実績）

- ・県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの平成 27 年度県民活動関連施策の実績について、事業の概要をわかりやすく一覧にまとめ、主な事業については抜粋して掲載

#### 第 3 部 平成 28 年度における県民活動関連施策（計画）

- ・県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの平成 28 年度県民活動関連施策の計画について、第 2 部と同様に掲載

#### 第 4 部 市町における取組

- ・市町における条例・計画の状況や県民活動の概況・取組方針等について掲載

（参考）県民活動に関するあゆみ掲載

### Ⅲ 各部の概要

#### 第1部 県民活動の現状と課題

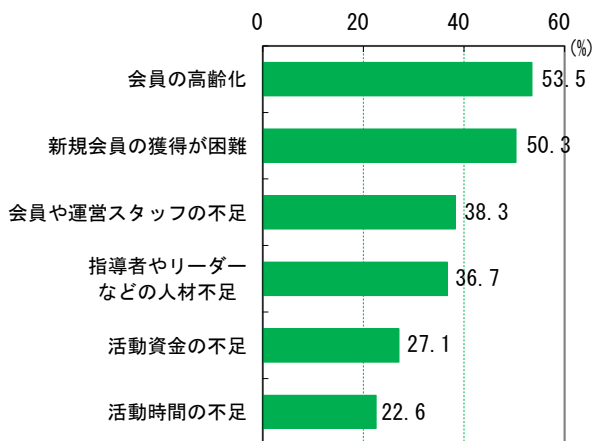
- NPO法人数は、430法人（対前年度比3法人増）と毎年増加を続けているが、解散法人数の影響等から横ばい傾向
- 県・市民活動支援センターへの登録団体数は2,335団体（対前年度比7団体増）となっており若干の増加

#### 【県民活動団体数の推移】

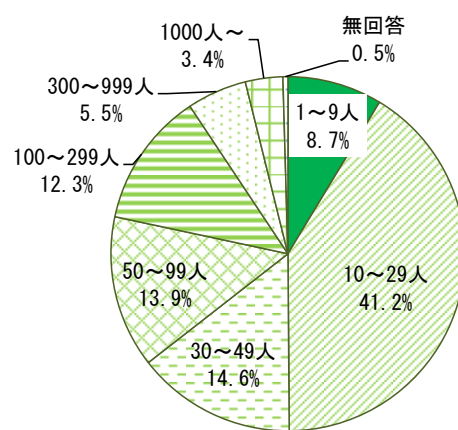
区 分	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
NPO法人	386	412	417	427	430
県・市町民活動支援センター登録団体	2,211	2,338	2,359	2,328	2,335

- 県民活動団体の課題は、「会員の高齢化」等の人材に関することが中心
- 会員数が30人未満の団体が過半数
- 年間支出総額50万円未満の団体が約4割超
- 寄附金収入がある団体の8割以上が50万円未満（団体の5割は寄附金収入なし）

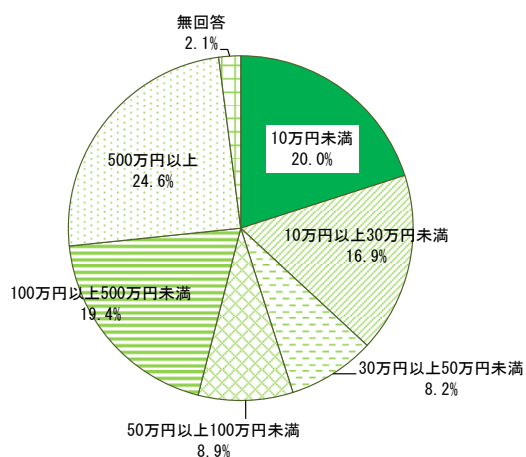
#### 【県民活動団体の課題】



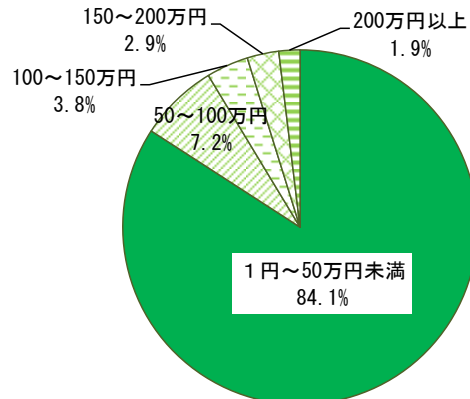
#### 【会 員 数】



#### 【支 出 総 額】



#### 【寄附金収入額】

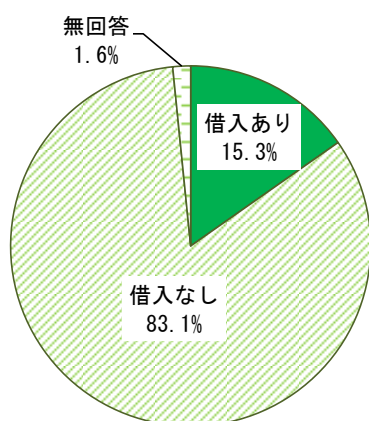


○借入を行ったことがあると回答した団体は、約15パーセントであり、団体の活動資金の調達方法として、借入を行っている団体は少数

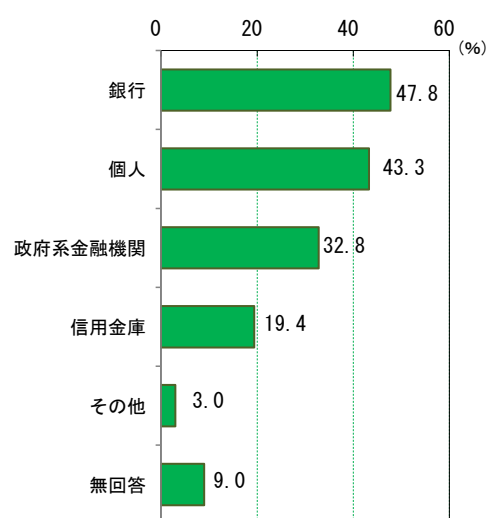
○借入を行ったことがある団体の借入先については、銀行が最も多く、次いで個人、政府系金融機関の順となっており、個人からの借入が多い点特徴的

○やまぐち社会貢献活動支援ネットについては、「知っている」と回答した団体は約3割で、そのうちの約半数が「サイトを見たことがある」と回答しており、認知度についてはまだ十分ではないが、4割超の団体は利用したいと回答

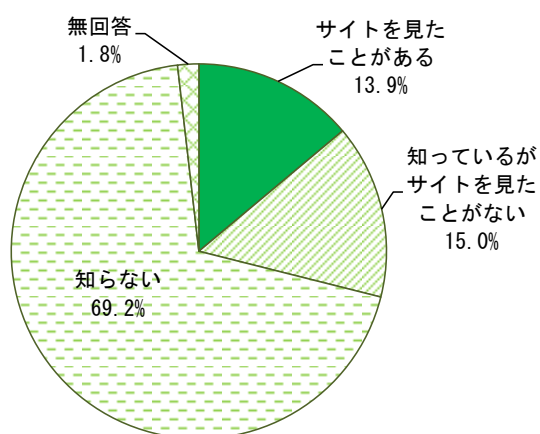
【借入の有無】



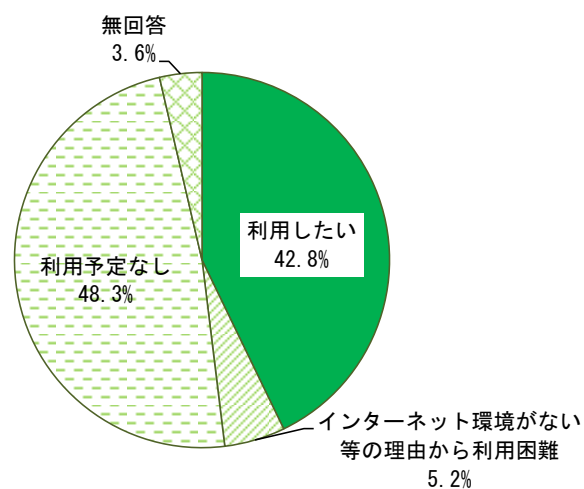
【借入先】



【やまぐち社会貢献活動支援ネットの認知度】



【やまぐち社会貢献活動支援ネットの利用意向】



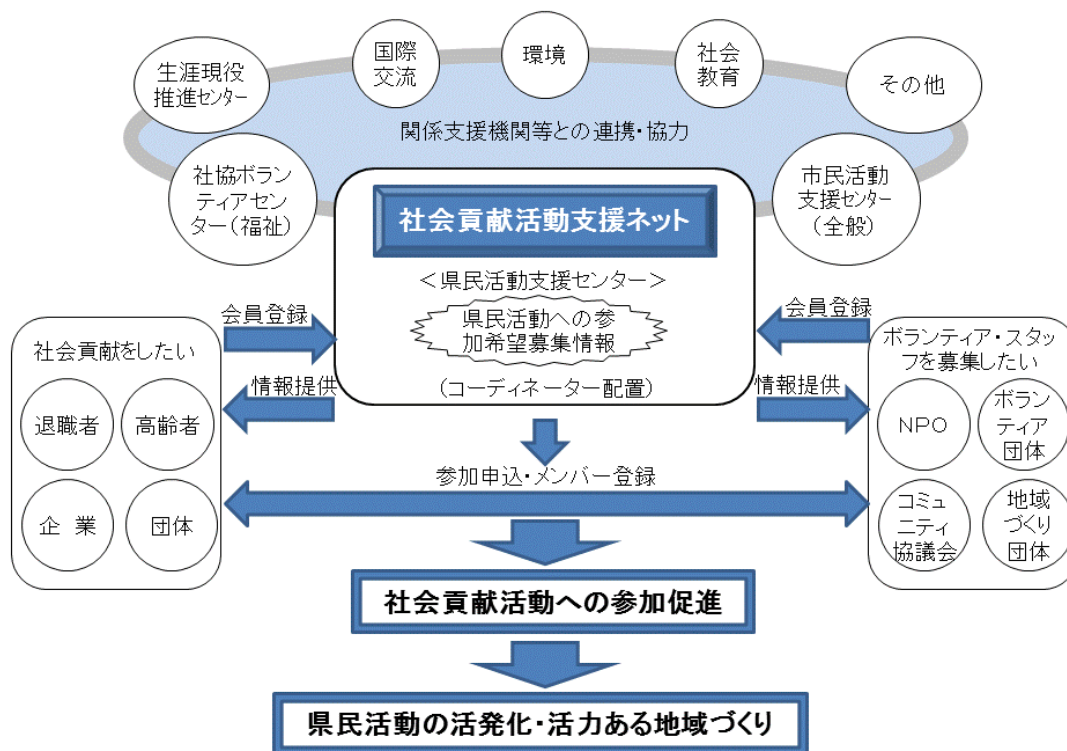
## 第2部 平成27年度における県民活動関連施策(実績)

### [平成27年度の主要な取組]

- ・やまぐち社会貢献活動支援ネットの開設 (いきいき！社会貢献活動促進事業)

県民の社会貢献活動への参加促進を図るため、平成27年11月、ボランティア希望者とボランティア募集に関する情報をインターネットにより提供する「やまぐち社会貢献活動支援ネット」を開設し、運用を開始した。

さらに、愛称を募集し、平成28年3月に「あいかさねっと」に決定した。



### [基本方針別事業例]

#### 基本方針1：県民参加への理解と参加促進

- ・いきいき！社会貢献活動促進事業

インターネットを通じ、ボランティアの参加希望等の情報を提供する「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の整備・運用により、社会貢献活動への参加を促進

#### 基本方針2：県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

- ・中山間地域元気創出応援事業

企業、学生、県職員、一般県民等の外部人材を活用し、住民による地域課題の解決等に向けた自主的・主体的な取組を支援

#### 基本方針3：県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- ・共生のまちづくり推進事業

高齢者や障害者、妊産婦等すべての人がいきいきと活躍でき、市域で安心して生活できるよう、様々な主体が協働する共生のまちづくりを推進

#### 基本方針4：「人材力」「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

- ・地域スポーツ拠点育成推進事業

地域のスポーツ拠点である総合型地域スポーツクラブの設立・育成や、生涯スポーツの入り口であるスポーツ少年団活動の活性化に向けた取組を支援

## 第3部 平成28年度における県民活動関連施策(計画)

### [基本方針別事業例]

#### 基本方針1：県民参加への理解と参加促進

- ・**新**シニアも応援！子育てサポーター事業  
高齢者や子育て経験者等を「子育てサポーター」として登録し、保育所や地域の子育て支援活動における活用を促進

#### 基本方針2：県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

- ・**新**ソーシャルビジネス創出支援事業  
交流会や支援セミナー、巡回相談会の開催、専門家派遣等による県民活動団体等に対するソーシャルビジネスの事業化支援

#### 基本方針3：県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- ・**拡**動物愛護管理地域活動促進事業  
市町、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、県内各地域における「地域猫活動」の取組拡大を図るとともに、地域ネットワークの活用により犬猫の譲渡を促進

#### 基本方針4：「人材力」「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

- ・**新**やまぐち元気生活圏形成加速化事業  
「地域の夢プラン」を作成した地域のうち、市町が「やまぐち元気生活圏」づくりに取り組む圏域を設定した地域を県が重点的に支援することにより、先進的なモデル地域を創造

## 第4部 市町における取組

- 市町における県民活動に関する条例・計画の状況や活動概況、取組方針等を掲載
- 県・市民活動支援センター等の県民活動支援拠点（機関）の取組を掲載

## 平成 28 年度県民活動促進関連事業について

県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、県民活動の普及啓発や活動基盤の強化、協働の推進等の事業を実施し、県民活動の一層の活発化を図る。

1 **新**やまぐち県民活動絆づくり推進事業（予算額：4,355 千円）

## ① 県民活動参加促進セミナーの開催

全市町への市民活動支援センター設置に向け、県民活動への参加促進・気運醸成のためのセミナーを未設置市町で実施

[開催地] 下松市、長門市、平生町

## ② 県民活動団体中核的人材育成研修の開催

県民活動団体を担う中核的人材を育成するため、組織運営、経営管理、ファンドレイズ等のマネジメント研修を実施

## ③ 県民活動団体協働促進研修等の開催

県民活動団体と多様な主体との協働による取組を促進するため、地域コーディネーターの育成研修等を実施

## ④ 県民活動の地域支援拠点支援力強化研修の開催

地域の支援拠点である市民活動支援センター、市町及び中間支援団体等の支援力を強化する研修等を実施

2 **新**ソーシャルビジネス創出支援事業（予算額：5,000 千円）

詳細は別掲

## 3 NPO法人サポート融資事業（予算額：32,776 千円）

[資金種類] 設備資金、運転資金、つなぎ資金

[新規融資枠] 1 億円

[融資限度額] 5 百万円/件

[融資利率] 2%

## 4 県民活動支援センター管理運営事業（予算額：25,225 千円）

[事業内容]・県民活動に関する相談・助言、情報の収集・提供、研修、交流促進等  
・多様な主体との協働推進のためのコーディネート

[指定管理者] NPO法人やまぐち県民ネット 21

## 5 県民活動パワーアップ事業（事業費：1,850 千円）

県、県民活動支援センター及び山口きらめき財団で構成する実行委員会が実施

## ① 県民活動促進キャンペーンの実施

県民活動促進期間（10月1日～11月30日）を中心に、県民活動の拡がりや発展を目的とするキャンペーンを実施

・普及啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布

・新聞によるチャレンジやまぐち！地域貢献賞受賞団体の活動紹介

## ② 県民活動推進フォーラムの開催

県民活動が直面する課題をテーマとして、県民活動の更なる活発化に向けたフォーラムを開催

[開催時期] 10月11日(火)

[開催場所] 秋吉台国際芸術村

※きらめきジョイントフォーラム(山口きらめき財団の「きらめき交流フェスタ」との合同開催イベント)として開催

### ③ チャレンジやまぐち！地域貢献賞の授与

特に優れた活動を行う県民活動団体・事業者を顕彰し、その活動を広く紹介

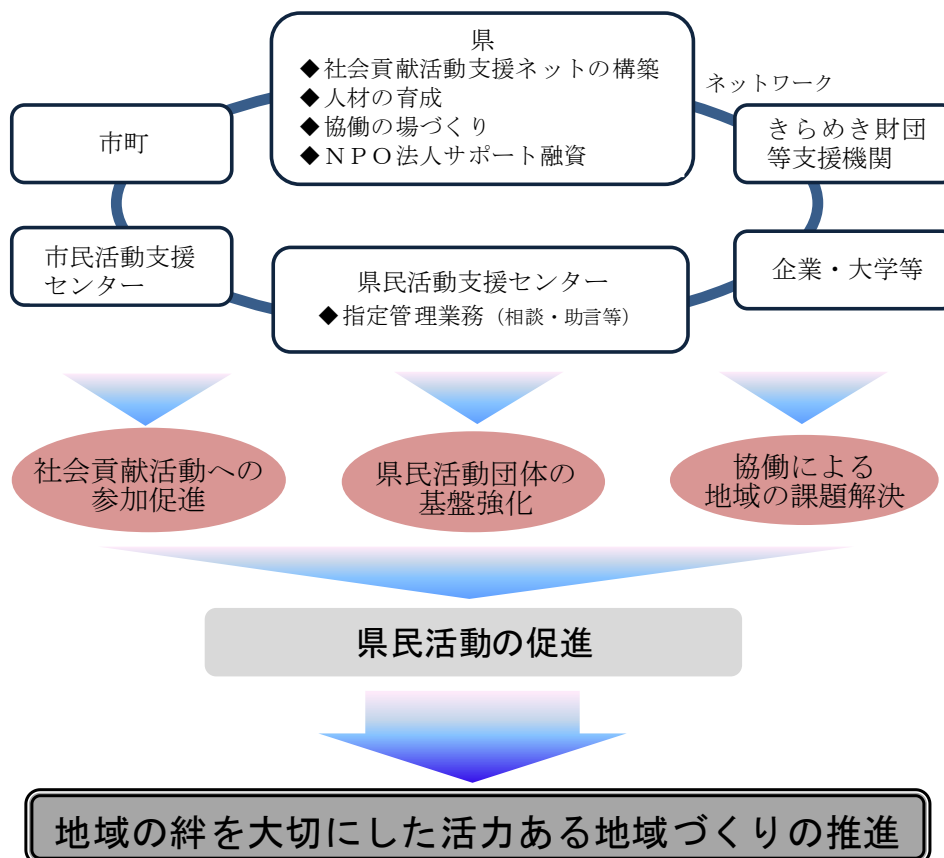
[表彰時期] 10月11日(火)

[開催場所] 秋吉台国際芸術村

[表彰団体] 5団体

※きらめきジョイントフォーラムにおいて実施

### ◆事業展開のイメージ ※1～5までの県事業





## 意見交換テーマ

## 【テーマ 1】 若い世代の県民活動への参加促進に向けた取組について

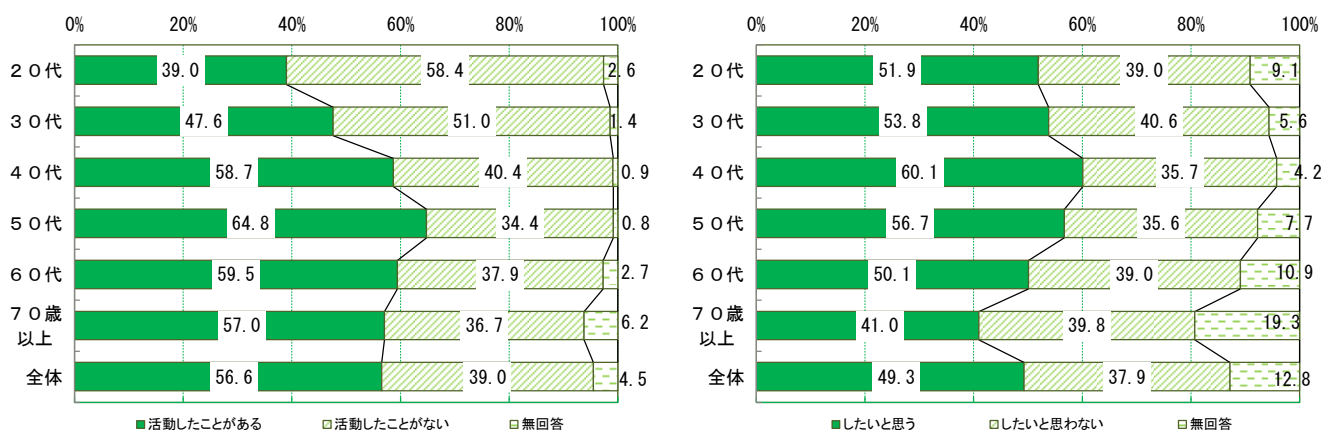
県では、県民誰もが県民活動へ参加できるよう、県民活動に関する情報発信や普及啓発等を行っているところですが、平成 27 年に実施した県政世論調査の結果によると、県民活動への参加経験があると回答した県民の割合は、全体では 56.6%であるのに対し、年代別の 20 代では 39.0%となっており、若い世代の県民活動への参加割合は全体を大きく下回っています。

県民活動の主要な担い手として期待される若い世代の参加促進は、県民活動の活発化において重要な課題であると考えていますが、今後どのような取組が必要でしょうか。

## ＜今年度の関連する取組＞

- 県民活動促進期間（10・11 月）における普及啓発
  - ・きらめきジョイントフォーラム（県民活動推進フォーラム）の開催
  - ・チャレンジやまぐち！地域貢献賞受賞団体の活動紹介
  - ・普及啓発ポスター・リーフレットの作成
- やまぐち社会貢献活動支援ネット（あいかさねっと）の運用
- 山口県県民活動スーパーネットによる情報提供
- 「次世代（若者）」へのアプローチ（大学、高校への出前講座等）

### 1. 県民活動への参加の状況・参加意向



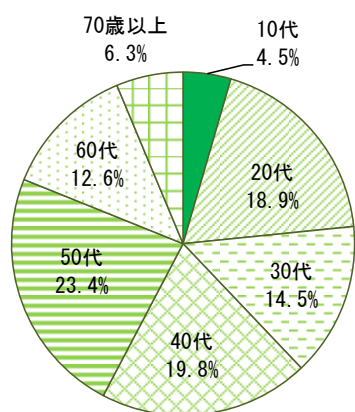
### 2. 県民活動をしたくないと思わない理由 (上位5項目)

	健康や体力に問題がある	活動する時間がない	何をしてもいいかわからない	情報やきっかけがない	したいことがない
20代	0.0	66.7	53.3	40.0	20.0
30代	15.5	51.7	27.6	32.8	22.4
40代	19.7	55.3	28.9	15.8	23.7
50代	23.9	55.7	33.0	22.7	11.4
60代	45.1	36.0	21.7	16.6	16.6
70歳以上	72.2	15.2	13.1	8.6	11.6
全体	42.8	37.4	23.5	17.5	15.7

(平成27年度県政世論調査)

### 3. やまぐち社会貢献活動支援ネットへの登録状況 (H28. 8. 23現在)

284件 (個人222、団体58、企業4)



年代	登録者数	構成比 (%)
10代	10	4.5
20代	42	18.9
30代	32	14.5
40代	44	19.8
50代	52	23.4
60代	28	12.6
70歳以上	14	6.3
個人計	222	100.0

### 4. 若い世代による県民活動の取組事例

- ・団体名：YUSA (山口市)
- ・団体概要：県下初の大学生による防犯ボランティア団体、設立10年
- ・活動内容：平川地区を中心とした防犯パトロール、駅駐輪場における放置自転車の撤去、地元小学校における防犯訓練等

## 【テーマ2】 市民活動支援センターの設置促進について

県では、昨年10月に「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(P.14～)を策定し、地方創世の取組を進めています。この総合戦略の基本目標の1つ「持続可能で元気な地域社会の形成」を達成するための施策の柱「安心して暮らせる地域づくり」において、「県民活動の活発化による地域づくりの推進」を掲げ、その達成度を測る指標として『地域の支援センターの設置市町数』\*を置いています(P.22)。

現在、9市において9つの市民活動支援センターが設置・運営されているところですが、未設置市町における設置促進を図っていくためには、こういった取組・支援が必要でしょうか。

※現状値：9市→H31年度目標値：19市町

### <今年度の関連する取組>

- ・県民活動の地域支援拠点支援力強化講座の開催

県民活動団体に対して、地域に密着したきめ細かい支援を行うため、市民活動支援センターや市町等の支援拠点の支援力を強化する研修等を実施

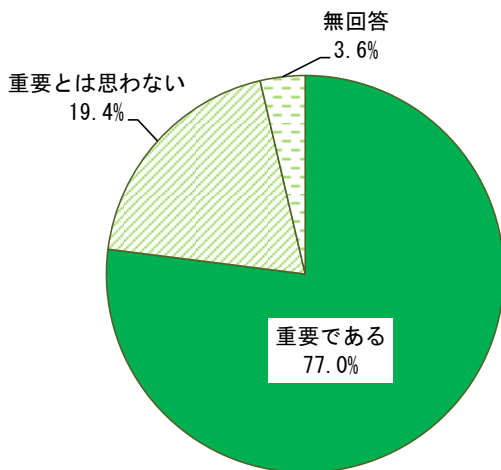
### 1. 市民活動支援センター未設置市町

下松市、長門市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町（4市6町）

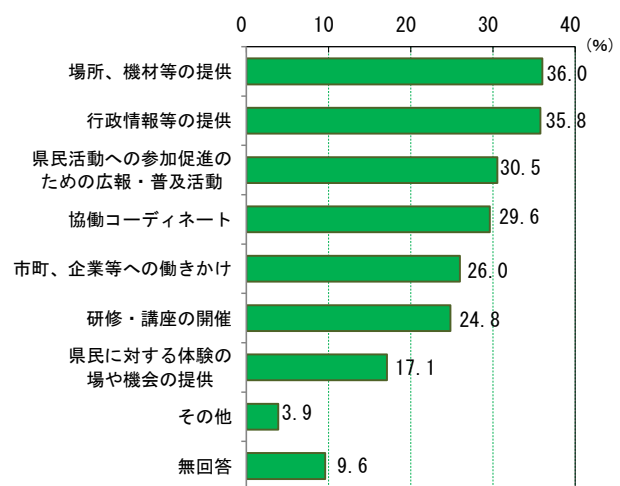
### 2. 市民活動支援センター設置市の状況（9市 公設公営4 公設民営4 民設民営1）

市名	センターの名称	運営形態	設置年
下関市	しものせき市民活動センター「ふくふくサポート」	●公設公営	H19
宇部市	宇部市民活動センター「青空」	▲民設民営	H13
山口市	山口市市民活動支援センター「さぼらんて」	○公設民営	H13
萩市	萩市民活動センター「結」	○公設民営	H21
防府市	防府市市民活動支援センター	○公設民営	H15
岩国市	いわくに市民活動支援センター「サポネット・いわくに」	○公設民営	H12
光市	光市地域づくり支援センター	●公設公営	H19
柳井市	やない市民活動センター	●公設公営	H24
周南市	周南市市民活動支援センター	●公設公営	H13

### 3. 市民活動支援センターの役割に対する認識



### 4. 市民活動支援センターに期待する役割



(平成28年度県民活動団体の活動実態調査)

### 5. 市民活動支援センターの機能例

- ①拠点機能：団体の活動拠点として、活動場所と設備等の提供
- ②研修機能：団体運営についての講座等の開催
- ③コーディネート機能：団体間の協働、行政との協働、企業との協働の仲介
- ④相談機能：団体の活動や組織運営についての助言
- ⑤情報提供機能：市民活動に役立つ情報の提供
- ⑥ネットワーク機能：団体間の交流会の実施
- ⑦人材育成・発掘機能：団体で活躍する人材の育成、発掘

### 【テーマ3】 ソーシャルビジネスの普及に向けた取組について

県民活動団体等が、継続的・安定的に活動を実施していくためには、財政基盤の強化が不可欠であり、そのためには、団体の一般的な収入である会費や寄付金等のほか、恒常的に一定の収入を確保できる仕組みが必要となっています。

こうした中、県では、昨年12月、県民活動団体の財政基盤強化の一環として、まちづくりや子育て、高齢者支援等の地域の課題解決に、ビジネスの手法を用いて取り組む「ソーシャルビジネス（SB）」に着目し、SBに取り組む団体と関係機関が支援するためのネットワーク「県民活動に係るやまぐちソーシャルビジネスサポートネットワーク」の覚書を締結しました。

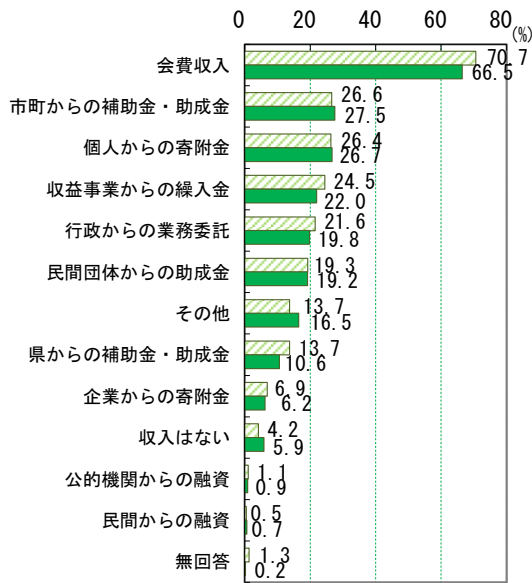
また、本年度から新たに、「ソーシャルビジネス創出支援事業」を実施し、SBの気運醸成や創業を目指す者の掘り起こしのための交流会・セミナーの開催、創業に向けた個別具体的な課題に対応するための巡回相談会や専門家の派遣に取り組むこととしています。（※国の地方創生推進交付金事業に係る県の6月補正事業。今後、国の交付決定予定。）

県民活動団体においては、まだ十分認知されていないなど課題がある中、今後、SBをさらに普及していくため、どのような取組が必要でしょうか。

#### <今年度の関連する取組>

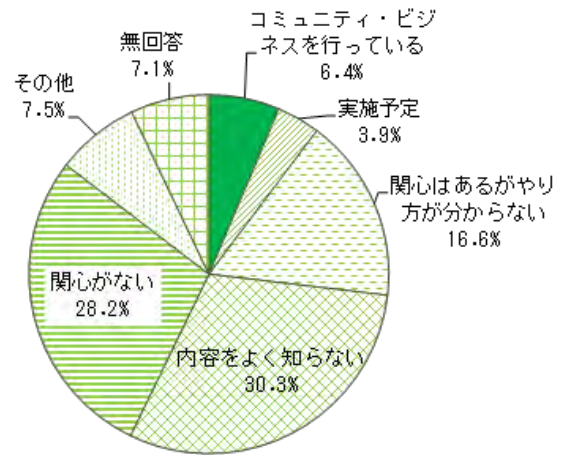
- 「県民活動に係るやまぐちソーシャルビジネスサポートネットワーク」による支援
- ソーシャルビジネス創出支援事業

### 1. 県民活動団体の主な収入源



### 2. コミュニティ・ビジネス※への関心

(※基本的にSBと同義)



(平成28年度県民活動団体の活動実態調査)

### 3. ソーシャルビジネス創出支援事業の概要

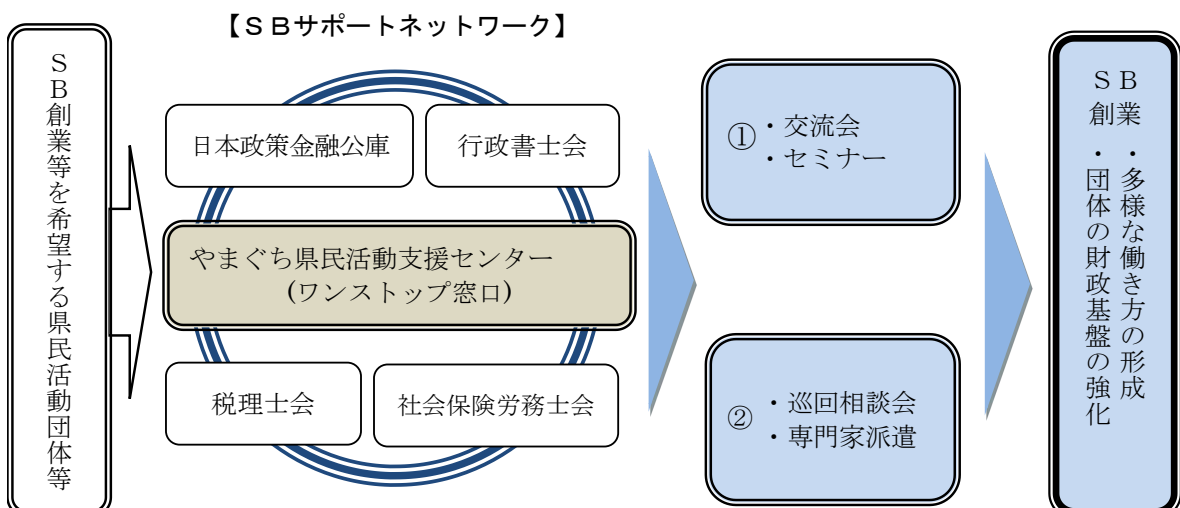
「県民活動に係るやまぐちソーシャルビジネスサポートネットワーク」(平成27年12月構築)を活用し、やまぐち県民活動支援センターを中心にワンストップでソーシャルビジネスの事業化を支援

#### ① 交流会・セミナーの開催

ソーシャルビジネスの気運醸成や操業を目指す掘り起しのための交流会や、ソーシャルビジネス創出等に必要の実践的な知識を習得するためのセミナーを開催

#### ② 巡回相談会・専門家派遣

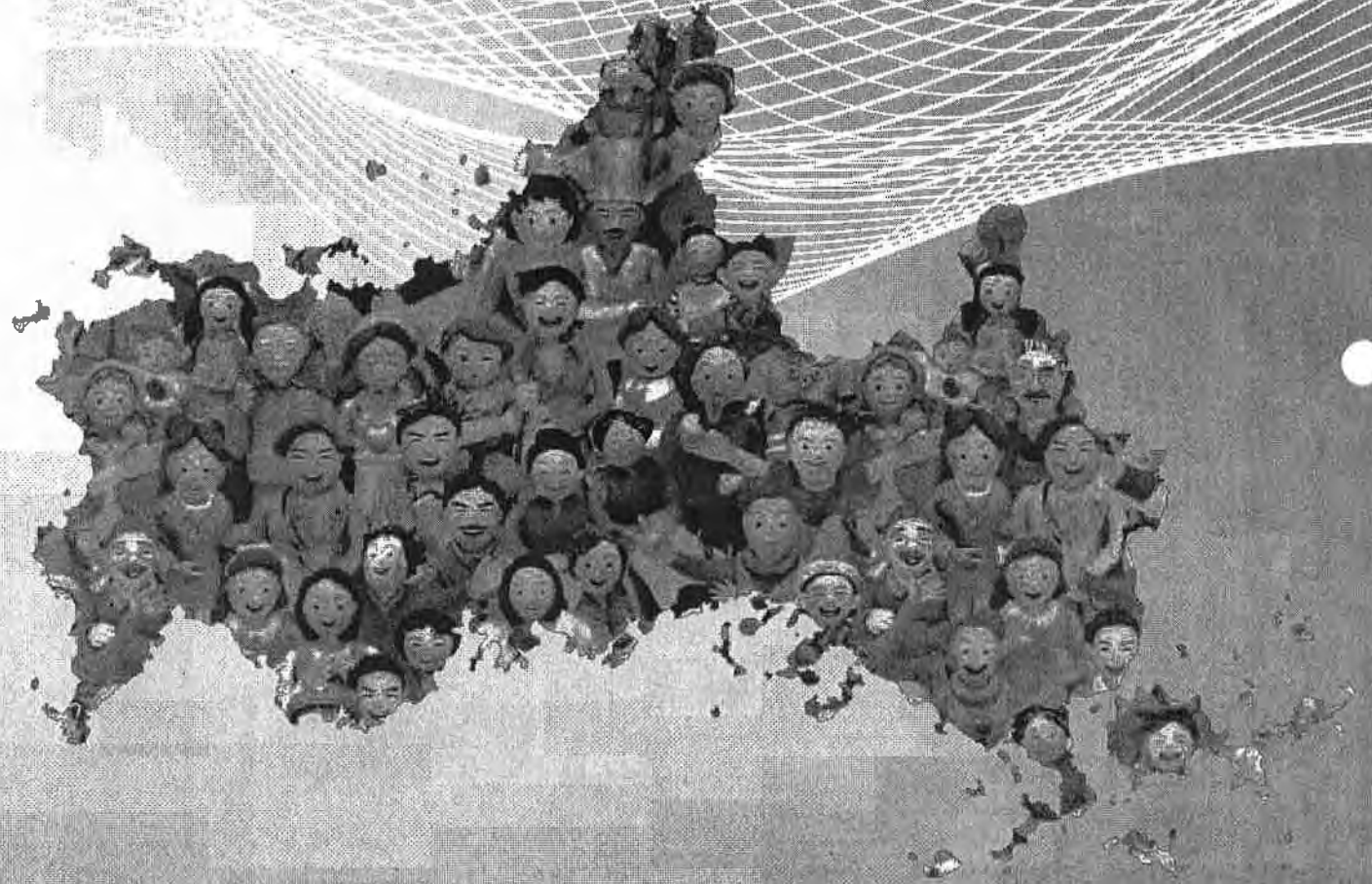
相談者の個別具体的な課題に対応するため、巡回相談の開催や専門家を派遣



# 山口県人口ビジョン

## 山口県まち・ひと・しごと創生

### 総合戦略 **概要版**



平成 27 年 10 月  
山口県

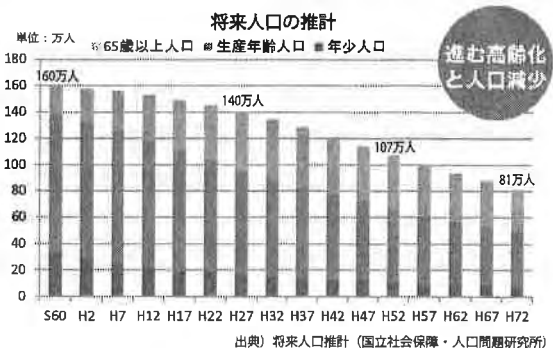
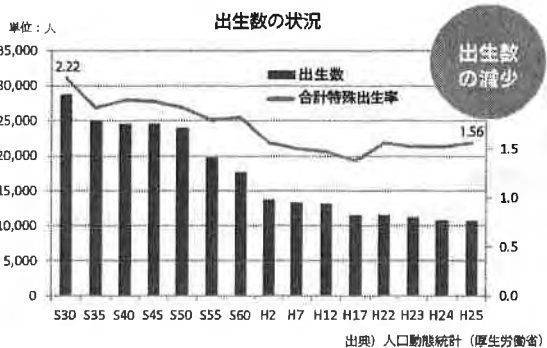
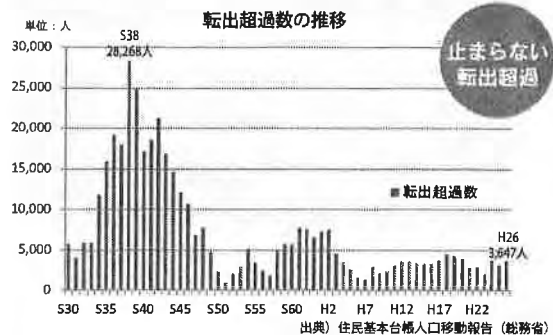
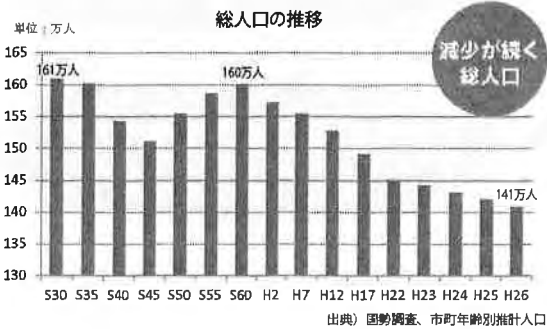
# 山口県人口ビジョン

急速に進む人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、国・地方を挙げた「地方創生」の取組が進められています。

こうした中、山口県では、このたび、地方創生に向けて総力を挙げて取り組む上での指針となる「山口県人口ビジョン」を策定しました。

県民の皆様に対して目指すべき将来の方向や人口の将来展望をお示しすることにより、本県の将来の問題について認識を共有し、今後、国、地方、そして県民が一体となって地方創生に向けた取組を進めていきたいと考えています。

## I 人口の現状分析



## II 人口の変化が地域の将来に与える影響

### 生活への影響

- 店舗等の撤退による買物が困難な住民の増加
- 空き家数の増加による倒壊の危険や景観の悪化
- 生活路線の運賃の値上げ、減便、廃線 など



### 子育てへの影響

- 子ども関連施設の減少による利便性の低下
- 人口減少に伴い活力ある教育活動が困難となる懸念
- 学校の統廃合に伴う通学負担の増加 など



### 社会保障への影響

- 健康保険料の負担増
- 介護保険料の負担増
- 医療・介護人材の不足 など



### 産業への影響

- 人口の減少に伴う事業規模や就業人口の減少
- 介護や建設業の人材不足による安心・安全性の低下
- 税収の減少に伴う厳しい財政運営 など





### Ⅲ 人口の将来展望

#### 目指すべき将来の方向

課題

若年層の県外流出の縮減と  
県内回帰の実現



社会減の流れを断ち切る!

課題

若い世代の結婚や子育ての  
希望の実現



少子化の流れを変える!

課題

人口減少・高齢化社会でも  
持続可能な効率的な社会シ  
ステムの再構築



住みよい地域社会を創る!

#### 人口の将来展望

○本県では、今後、次のことを目指した施策を展開していきます。

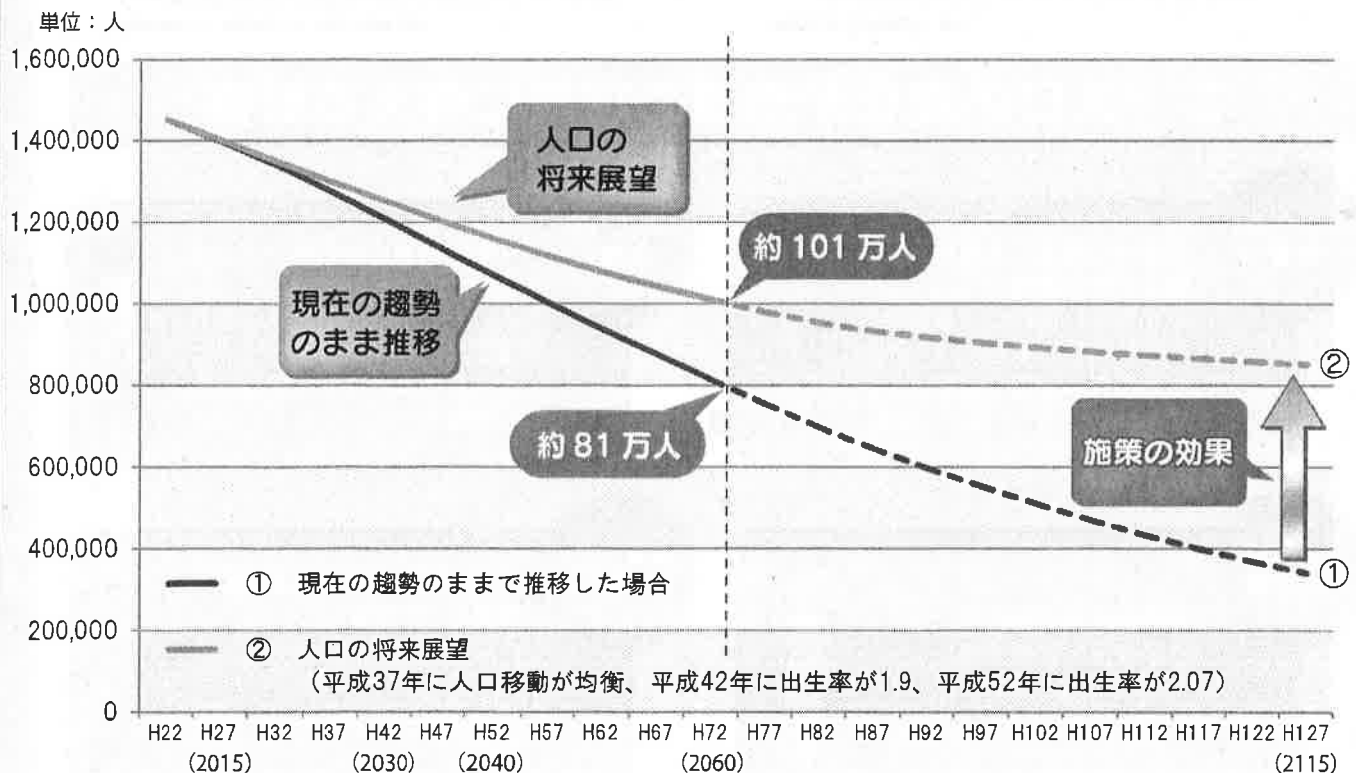
▽平成37年(2025年)、人口の流出と流入の均衡を実現

▽平成42年(2030年)、本県の希望出生率(1.9)を実現

▽平成52年(2040年)、人口置換水準の出生率(2.07)を実現

○これらが実現されれば、平成72年(2060年)、人口は100万人程度の水準に維持されることが可能。

○この状況が持続されれば、将来、人口が安定的に推移することが見込まれます。



～やまぐち元気宣言 1～

# 「社会減の流れ」を断ち切る! ①

## I 産業振興による雇用の創出

産業の活力を高めることにより、人材の定着・還流の受け皿となる若者等の雇用の場の創出を目指します。

目標

◆5年間で若年者6,000人の雇用の場を創出

### 1 雇用を生み出す産業力の強化

- ①新たな雇用につながる新規立地・拡大投資の促進
- ②産業の国際競争力強化に向けた産業基盤の整備促進
- ③地方から全国をリードする医療関連産業の育成・集積
- ④地域のポテンシャルを活かした環境・エネルギー産業の育成・集積
- ⑤強みを活かした水素利活用による産業振興と地域づくり



立地するなら山口県

### 2 地域の雇用を支える中堅・中小企業の応援

- ①新たなビジネスや雇用を創出する創業や事業拡大に対する支援の強化
- ②地域のものづくり企業のポテンシャルを引き出す支援の強化
- ③地域産業を支え、次世代に引き継ぐ人材の確保・育成



女性創業応援やまぐち隣の設立

### 3 地域の新たな担い手の受け皿となる元気な農林水産業の育成

- ①農林水産業の新たな担い手と受け皿となる法人経営体の確保・育成
- ②県産農林水産物の販路拡大
- ③需要拡大に対応した生産体制の強化
- ④生産基盤の整備と資源の保全・有効活用



首都圏での「やまぐちフェア」

### 4 幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興

- ①地域資源を活用した「やまぐち観光維新」の推進
- ②明治維新150年を契機とする観光需要の拡大
- ③外国人観光客倍増に向けた国際観光の推進
- ④大都市圏へのやまぐちの売り込み強化



観光ガイド

# 山口県まち・ひと・

2015(平成27年度) >>>

## 総合戦略の策定趣旨

東京一極集中の是正など、地方創生に係る国の新たな政策を踏まえながら、県政運営の指針として策定した「元気創出やまぐち!未来開拓チャレンジプラン」に掲げた取組のうち、産業、地域、人材の活力創出に資する施策を重点的に絞り込み、本県の実情に応じた今後「5年間の目標」、「施策の基本的方向」、「具体的な施策」を定めた実践的な計画として策定しました。この総合戦略に基づき、人口減少の克服に向けて、実効性のある地方創生の取組を進めていきます。

## 総合戦略の位置づけ

まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、山口県の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置づけます。

## 総合戦略の構成

政策の基本的目標と施策展開等を示した戦略本体と、具体的な取組を記載した行動計画である総合戦略アクションプランの2部構成としています。

～やまぐち元気宣言 1～

## 「社会減の流れ」を断ち切る!②

# Ⅱ 人材の定着・還流・移住の推進

産業振興によって創出された雇用の場を活かし、若者の県内定着や大学生等の還流を促進するとともに、幅広い世代のU・J・Iターンを促進し、転出者数の減少と転入者数の増加を図ります。

### 目標

◆10年後の転出者数と転入者数の均衡に向けて、H31年までに転出超過を半減させる(H26年(▲3,647人))

## 1 やまぐちへの定着促進

- ①大学等との連携・協働による若者の定着促進
- ②若者の希望を叶える就職支援の推進
- ③女性のやまぐちへの定着、活躍の促進
- ④みんなが活躍し、定着できるやまぐちの実現



働く×輝く女性交流会

## 2 やまぐちへのひとの還流・移住の推進

- ①東京圏等からのひとの還流、移住の推進
- ②政府機関や企業の本社機能等の地方移転の促進



移住フェア

# しごとと創生総合戦略

》》 2019(平成31年度)

## 政策の目標と施策展開

### 3つの基本的な施策の方向・「やまぐち元気宣言」

山口県人口ビジョンにおける①「社会減の流れ」を断ち切る！②「少子化の流れ」を変える！③「住みよい地域社会」を創る！という3つの基本的視点を、基本的な施策の方向～やまぐち元気宣言～として、地方創生の取組を進めていきます。

### 4つの基本目標

3つの「やまぐち元気宣言」に沿って、地方創生の取組を戦略的に進めていくため、4つの政策の基本目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。

### 12の施策の柱と41の施策展開

4つの基本目標の下に、12の施策の柱と41の施策展開を定め、地方創生の取組を進めていきます。

### 122の重要業績評価指標(KPI)

総合戦略の進捗状況を測るとともに、市町・県民等と共に目指していく具体的な数値目標として122の重要業績評価指標(KPI)を設定しました。

～やまぐち元気宣言 2～

## 「少子化の流れ」を変える！

# Ⅲ 結婚・出産・子育て環境の整備

社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや、次代を担う子どもたちの教育の充実など、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶うよう取組を進めます。

### 目標

◆15年後までに合計特殊出生率が本県の希望出生率である「1.9」を達成できるよう、若者の結婚・出産の希望の実現に向けて取組、H31年までに合計特殊出生率を「1.65」へ向上させる

## 1 子育てしやすい環境づくり

- ①「みんなで子育て応援山口県」の推進
- ②仕事と子育ての両立支援
- ③妊娠・出産・健やかな成長のための保健医療サービスの充実
- ④子どもを守る取組の推進



結婚ちよるる

## 2 次代を拓く教育の充実

- ①ふるさとやまぐちを愛する子どもの育成
- ②社会総がかりによる地域教育力日本一の取組の推進
- ③やまぐちの未来を担う子どもたちを育む教育環境の充実



保護者・地域人材による  
学習支援

# 「住みよい地域社会」を創る!

## IV 持続可能で元気な地域社会の形成

人口減少社会にあっても、持続可能で、安心して生活できる元気な地域社会の形成を進め、いつまでも住み続けたいと思ってもらえる山口県を目指します。

### 目標

- ◆中山間地域を抱える全18市町で、元気生活圏づくり推進方針を策定し、やまぐち元気生活圏の形成に着手

### 1 にぎわいや交流を生み出す「まち」の活性化

- ①快適でにぎわいのあるまちづくりの推進
- ②ひとの交流を促進する高速交通ネットワークの整備

### 2 活力ある中山間地域づくりの推進

- ①「やまぐち元気生活圏」づくりの推進
- ②地域住民が主体となった持続可能な地域づくりの推進
- ③中山間地域でのビジネスづくりの推進

### 3 安心して暮らせる地域づくり

- ①地域の医療を支える医師・看護師等の確保・育成
- ②地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築に向けた医療機能の分化・連携の推進
- ③救急医療体制の充実
- ④地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築
- ⑤県民活動の活発化による地域の絆づくりの推進
- ⑥人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメントの強化

### 4 地域連携による経済・生活圏の形成

- ①県と市町の連携強化や市町間の広域連携の促進

#### 総合戦略の推進

##### ●推進体制

総合戦略の着実な推進を図るため、知事を本部長とし、各部署長等で構成する「山口県活力創出本部」において、総合的な進行管理を行います。

また、産官学金労官等で構成する「山口県活力創出推進会議」において、外部の知見を活用した成果検証と、今後の施策展開についての意見聴取を行います。

##### ●進行管理

重要業績評価指標(KPI)の達成状況や施策の進捗状況等を把握し、成果重視の観点から、毎年度、検証を行った上で施策や事業の改善を図る仕組み(PDCAサイクル)を導入して実施し、「山口県活力創出本部」及び「山口県活力創出推進会議」の意見等も踏まえながら、アクションプラン等の改訂を実施します。

なお、進行管理・成果検証については、チャレンジプランと一体的に行います。



岩国錦帯橋空港



地域の夢プランづくり



NICU(新生児集中治療室)



県と市町の意見交換

# 122の重要業績評価指標 (KPI)

	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	H31年度目標値
I	雇傭振興による雇用の創出		
1	新規投資件数 (5年間の累計)	42社 (年間)	250社以上
2	石炭の年間輸入量 (年間)	1,174万t	1,670万t
3	主要渋滞箇所数	83箇所	73箇所
4	国道・県道の整備完了延長 (5年間の累計)	-	75km以上
5	葛田川分水事業の進捗率	4%	100%
6	工業出荷額 (年間)	6.8兆円	7兆円以上
7	医療関連分野での事業化件数 (累計)	1件	18件
8	環境・エネルギー分野での事業化件数 (累計)	0件	18件
9	再生可能エネルギーの発電出力	712,125kW	1,000,000kW
10	EV急速充電器の設置数 (累計)	122基	150基
11	リサイクル製品認定数 (累計)	406件	484件
12	水素ステーションの設置数 (累計)	0箇所	2箇所
13	水素利活用による事業化件数 (累計)	0件	12件
14	関係支援機関の支援による創業数 (5年間の累計)	181件 (年間)	900件
15	女性創業セミナーの受講による創業数 (5年間の累計)	10件	130件
16	女性創業応援会社のビジネスプランの事業委託契約に伴う創業数 (5年間の累計)	-	25件
17	BPO関連資格取得率	0%	20%
18	経営革新計画法定目標達成企業数 (累計)	193件	300件
19	山口県技術革新計画を達成した企業の割合	50%	現在の水準を向上
20	やまぐち夢づくり産業支援ファンドによる投資件数 (累計)	10件	20件
21	企業の海外展開取組開始件数 (5年間の累計)	-	15件
22	先端産業分野での受注企業グループ内における認証資格取得率	14.3%	100%
23	技術者養成研修の受入者数 (5年間の累計)	43人	現在の水準を向上
24	人材育成プログラムの受講者数 (累計)	31人 (年間)	180人
25	公共職業訓練受講生の就職率	95.4%	現在の水準を向上
26	技能検定合格者数 (年間)	1,805人	現在の水準を向上
27	職業教育技術顕彰受賞生徒の割合	21.6%	25%
28	建設産業の技術者・技能者の若年者比率	8.8%	10%
29	農林漁業新規就業者数 (年間)	173人	235人以上
30	集落営農法人数	224法人	320法人
31	集落営農法人連合体数	-	24連合体
32	集落営農法人等の経営面積	12,020ha	19,400ha
33	起業した女性グループ等の法人数	12法人	34法人
34	地産・地消推進拠点の設置数	534店舗	620店舗
35	農林水産物の輸出による売込商品数	18商品	50商品
36	6次産業化・農工商連携による新商品開発件数 (累計)	19件	70件
37	酒米生産量 (年間)	358t	600t以上
38	沖合底びき網漁業の漁獲量 (年間)	5,646t	6,000t
39	長州黒かしわ出荷羽数 (年間)	26,000羽	100,000羽
40	キンハタ生産量 (年間)	12t	20t
41	県産木材生産量 (年間)	20.7万㎡	27.5万㎡
42	漁場形成予測の情報提供魚種数	0魚種	5魚種
43	JGAP認証件数	7件	14件
44	新技術開発数	30件	38件
45	衛生管理型荷捌き所の整備	2施設	3施設
46	森林バイオマス利用量 (年間)	30,231t	55,000t
47	鳥獣による農林業被害額 (年間)	5.4億円	全国水準
48	荒廃森林の整備面積 (年間)	532ha	400ha
49	延べ宿泊者数 (年間)	449万人	500万人以上
50	観光客数 (年間)	2,900万人	3,000万人以上
51	TV・映画口ケ地誘致数 (5年間の累計)	1件	20件
52	MICEによる宿泊者数 (年間)	9.1万人	12万人以上
53	公式Webサイト「やまぐち味! SHIN」のページビュー数 (年間)	-	450,000件以上
54	外国人延べ宿泊者数 (年間)	5.7万人	8万人以上
55	クルーズ船寄港回数 (年間)	12回	20回
56	市町におけるキャンプ地誘致組織の設立数	1団体	4団体
57	首都圏における外部人材活用による商談件数 (5年間の累計)	-	1,500件
58	関西圏における県産品商談件数 (5年間の累計)	-	2,000件
59	県ホームページへのアクセス数 (月平均)	233,305件	280,000件
II	人材の定着・活躍・移住の促進		
60	大学生等の県内就職割合 (若者就職支援センター登録者)	49.4%	50%超
61	高校・大学等の就職決定率	高校 99.2% 大学 93.6%	高校:100%に近づける 大学:増加させる
62	若者就職支援センター登録者の就職決定者数 (年間)	3,603人	4,000人
63	若者就職支援センター女性登録者の就職決定者数 (年間)	1,819人	2,000人
64	鹿山漁村の女性リーダー数	171人	191人
65	やまぐち男女共同参画推進事業者数	399事業者	650事業者
66	60歳から64歳までの男女の就業率	57.5%	65%
67	民間企業における障害者雇用率	2.46%	2.46%以上

	重要業績評価指標 (KPI)	現状値	H31年度目標値
68	就労継続支援B型事業所における1か月の工賃	16,304円	17,327円
69	UJIターン相談件数 (年間)	3,500件	5,000件
70	UJIターン就職決定者数 (やまぐち暮らし総合支援センター登録者) (5年間の累計)	205人	230人
71	Uターン就職学生数 (若者就職支援センター登録者) (年間)	119人	200人
72	政府関係機関の県内誘致	-	誘致の実現
73	本社機能の移転・拡充件数 (5年間の累計)	-	10社以上
III	結婚・出産・子育て支援の整備		
74	やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	324団体	380団体
75	子育て世代包括支援センター設置市町数	-	19市町
76	結核対応センターの延べ登録者数 (累計)	-	4,500人
77	地域子育て支援拠点数	148箇所	150箇所
78	放課後児童クラブ実施箇所数	337箇所	408箇所
79	延長保育実施箇所数	231箇所	246箇所
80	病児・病後児保育実施箇所数	23箇所	35箇所
81	男性の育児休業取得率	1.1%	13%
82	25歳から44歳までの女性の就業率	68.2%	73%
83	小児救急医療電話相談の件数 (年間)	7,828件	10,000件
84	小児科医師数 (小児10万人当たり)	95.0人	全国平均以上
85	不妊に対する相談体制	5箇所	増加させる
86	児童虐待件数 (年間)	270件	減少させる
87	里親委託率	14.8%	20.6%
88	福祉総合相談支援センターの設置・運営	-	設置・運営
89	少年安全サポーターの講習実施率 (累計)	-	100%
90	通学路における子どもの交通事故負傷者数 (年間)	50人	減少させる
91	体系的なキャリア教育の実施割合	小中学校 100% 高等学校 94.6%	100%
92	コミュニティ・スクールの設置率	81.6%	100%
93	統括コーディネーターの配置率	63.6%	100%
94	全国学力・学習状況調査正答率の全国平均との差	小学校+0.4~-+2.3 中学校+1.3~-+2.9	小・中学校全区分で全国平均を3ポイント上回る
95	英検2級及び準2級の受験者数及び合格者数 (年間)	受験者数 2,744人 合格者数 961人	受験者数 3,000人 合格者数 1,000人
96	いじめの解消率	93.0%	100%に近づける
IV	持続可能な元気な地域社会の形成		
97	立地適正化計画を策定した市町数	-	4市
98	都市公園における緑化ボランティア活動団体数	81団体	90団体
99	港のにぎわい拠点の整備完了箇所数	-	1箇所
100	空家等対策計画策定市町数	-	11市町
101	ダイヤモンド型集合タクシー等導入数 (累計)	36箇所	44箇所
102	空港の利用者数 (年間)	山口宇部 87.4万人 岩国錦帯橋 36.6万人	山口宇部 100万人以上 岩国錦帯橋 40万人以上
103	元気生活圏づくり推進方針策定市町数	-	18市町
104	「地域の夢プラン」作成数 (累計)	56地域	100地域
105	地域おこし協力隊員数	16人	55人
106	中山間地域支援活動の延べ参加者数 (年間)	914人	950人
107	農山漁村交流滞在人口 (年間)	8.6万人	11万人
108	体験型教育旅行受入地域数	9地域	13地域
109	農林漁家民宿数	25軒	36軒
110	コミュニティ・ビジネスの創出件数 (累計)	-	20件
111	事業者の誘致件数 (累計)	-	20件
112	小児科医師数 (小児10万人当たり)	95.0人	全国平均以上
113	看護職員数 (人口10万人当たり)	1614.9人	増加させる
114	在宅療養支援病院数	14箇所	増加させる
115	在宅療養支援診療所数	159箇所	増加させる
116	二次・三次救急医療機関における時間外救急患者のうち、入院を要しない軽症患者の割合	79.5%	73.0%
117	小児救急医療電話相談の件数 (年間)	7,828件	10,000件
118	地域包括支援センターの設置数	45箇所	増加させる
119	認知症サポーター養成数 (累計)	76,047人	125,000人
120	県福祉人材センターの紹介就職者数 (年間)	161人	265人
121	重層的な見守り体制を整備した市町数	14市町	19市町
122	地域の支援センターの設置市町数	9市	19市町
123	インフラ長寿命化計画 (個別施設計画) 策定数	7計画	28計画
124	定住自立圏構想や連携中核都市圏構想に取り組み市町数	5市町	増加させる

**山口県人口ビジョン**  
**山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版**  
 本紙に関するお問い合わせは  
 山口県総合企画部政策企画課  
 TEL 083-933-2516 (直通)

⑤ 県民活動の活発化による地域の絆づくりの推進

具体的な取組	<p>◆地域づくりの推進力となる県民活動の活発化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての年代における社会貢献活動への円滑な促進を図る仕組みを構築するとともに、県民活動団体の基盤強化や中核的人材の育成を図ります。</li> </ul>
--------	--

【取組内容及び年次スケジュール】

取 組	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくりの推進力となる 県民活動の活発化	<p>社会貢献活動を支援するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業と県民活動団体の協働の場づくり</li> <li>●社会貢献活動支援ネットの構築</li> </ul>				
	<p>「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ネットコーディネーターの活用(ネット登録者の掘り起し等)</li> <li>●社会貢献活動への参加促進に向けた意識啓発、気運醸成等</li> </ul>				
	<p>県民活動団体の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支援拠点の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援拠点強化講座等の開催</li> <li>●地域の支援センターの設置に向けた気運醸成</li> </ul> </li> <li>・中核的人材の育成(地域コーディネーター、ファンドレイザー等)</li> </ul>				

重要業績評価指標 (KPI)	地域の支援センターの設置数 [H31年度：19市町]
-------------------	----------------------------

## ○山口県県民活動審議会規則

平成14年3月22日

山口県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県県民活動促進条例(平成14年山口県条例第4号)第15条第4項の規定に基づき、山口県県民活動審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部県民生活課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。